

6. Column③：【交通事故】知っておきたい後遺障害等級認定の実務⑧

当事務所では、交通事故問題についても、多数の案件に対応しております。
今回は、後遺障害が「**眼**」に残存した場合について解説します。



● 視力障害（失明した、視力が著しく低下した）

等級	後遺障害
1級1号	両眼が失明したもの
2級1号	1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
3級1号	1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの
4級1号	両眼の視力が0.06以下になったもの
5級1号	1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの
6級1号	両眼の視力が0.1以下になったもの
7級1号	1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの
8級1号	1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの
9級1号	眼の視力が0.6以下になったもの
10級1号	1眼の視力が0.1以下になったもの
13級1号	1眼の視力が0.6以下になったもの

● 調節機能障害（目がよく見えない、ピントを合わせづらい）

● 運動機能障害（ものが二重に見える）

▲ 調節機能障害とは？

眼の調節機能とは、眼に近い物体を見る場合、毛様体の作用によって水晶体がふくらみ、その物体から来た光線が適当に屈折されて網膜に像を結ぶことをいいます。交通事故による障害として、この調節機能が制限されることがあります。

▲ 運動機能障害とは？

眼球は各眼3対の外眼筋の作用によって正常な位置に保たれており、また運動します。外眼筋とは、眼球の向きを変える筋肉です。

この筋は一定の緊張を保って眼球を正常な位置に保たせているので、この筋が麻痺した場合は、眼球がその麻痺した筋と反対の方向に偏位し、麻痺した筋の方向への運動が制限されることとなります。

等級	後遺障害
11級1号	両眼に眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの
12級号	1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの

▲ 著しい調節機能障害を残すものとは？

障害した眼の調節範囲が、障害していない眼の2分の1以下に減じてしまうことをいいます。2分の1以下かどうかは、障害した眼が1眼のみの場合は、受傷していない他眼との比較により判断します。

また、障害のない健眼の調整力が1.5D以下の場合は実質的に調整力が失われていると考えられることから、障害した眼は評価の対象としないこととなります。

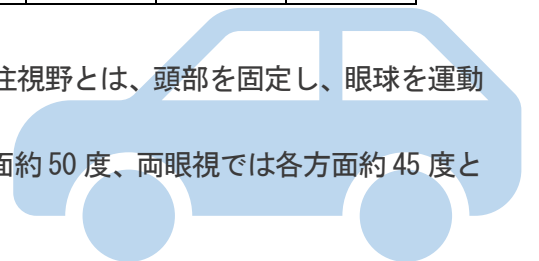
両眼が障害している場合又は障害した眼が1眼のみであるが障害していない眼の調節力に異常が認められる場合には、年齢別の調節力を示す以下の表と比較して判断します。

年齢	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54
調節力 (D)	9.7D	9.0D	7.6D	5.3D	5.3D	4.4D	3.1D	2.2D

▲ 著しい運動障害を残すものとは？

眼球の注視野の広さが2分の1以下に制限されたものをいいます。注視野とは、頭部を固定し、眼球を運動させて直視することのできる範囲をいいます。

注視野は相当の個人差がありますが、平均として、単眼視では各方面約50度、両眼視では各方面約45度とされています。





● 複視（ものがぶれて見える）

▲ 複視とは？

複視とは、物が二重に見える状態です。右眼と左眼の網膜の対応点に外界の像が結像せずにはずれているために起こります。

正面を見た場合に物が二重に見える複視では、高度の頭痛やめまいが生じ、日常生活に著しい支障をきたします。また、正面以外を見た場合に物が二重に見える複視では、軽度の頭痛や眼精疲労が生じます。

等級	後遺障害
10級2号	正面視で複視の症状を残すもの（頭痛やめまいの原因となり、支障も大きい）
13級2号	正面視以外で複視の症状を残すもの（日常生活や就労について大きな支障はない）

▲ 「複視を残すもの」と言えるためには？

以下の要件を満たす必要があるとされます。

- ① 本人が複視のあることを自覚していること
- ② 眼筋の麻痺等複視を残す明らかな原因が認められること
- ③ ヘススクリーンテストにより患側の像が水平方向又は垂直方向の目盛りで5度以上離れた位置にあることが確認されること

● 視野障害

▲ 視野障害とは？

視野とは、眼前の一点を見つめているときに同時に見ることができる外界の広さをいいます。以下の基準にあげられているとおり、半盲症、視野狭窄、及び視野変状があります。

等級	後遺障害
9級3号	両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの
13級3号	1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの

▲ 半盲症とは？

視神経繊維が視神経交叉又はそれより後方において侵されるときに生じるものであって、注視点を境界として、両眼の視野の右半部又は左半部が欠損するものをいいます。

▲ 視野狭窄とは？

視野周辺の狭窄であって、同心性狭窄と不規則狭窄があります。高度の同心性狭窄は、たとえ視力が良好であっても、著しく視機能を阻げ、周囲の状況をうかがい知ることができないため、歩行その他の諸動作が困難となります。また、不規則狭窄には上方に起こるものや内方に起こるもの等があります。

▲ 視野変状とは？

視野欠損と暗点をいいます（正確には半盲症や視野狭窄も含みます）。暗点とは、生理的視野欠損（盲点）以外の病的欠損が生じたものをいいます。

● 外傷性散瞳 瞳が大きくなったままの状態、まぶしさを感じる

▲ 外傷性散瞳とは？

鈍的な打撲により、瞳が小さくなったり、大きくなったりすることができず、瞳が大きくなったままの状態をいいます。瞳孔は暗闇では散大、光の下で収縮しますが、散瞳の瞳孔は強い光の下でも過度に広がったままで、収縮ができません。瞳孔散大ともいいます。

等級	後遺障害
12級相当	1眼の瞳孔の対光反射が著しく障害され、著明な羞明を訴え、労働に著しく支障をきたすもの
14級相当	1眼の瞳孔の対光反射はあるが不十分であり、羞明を訴え、労働に支障をきたすもの
① 11級 ② 12級	両眼について、①の場合は11級、②の場合は12級に準じてそれぞれ相当等級を認定する
	外傷性散瞳と視野障害又は調節機能障害がある場合は、併合の方法を用いて相当等級を定める



● 流涙 涙があふれる

▲ 流涙とは？

涙道が何らかの原因で狭くなって詰まり、涙があふれる状態をいいます。(涙道閉塞) この他に、涙が作られる量が増えてしまうことにより流涙が起こる場合もあります。

等級	後遺障害
1 2 級相当	両眼に常時流涙を残すもの
1 4 級相当	1 眼に常時流涙を残すもの

● まぶたの欠損障害 まぶたを十分に閉じることができない

まぶたを欠損したために、まぶたを普通に閉じて、角膜（* 図）やしろめを覆うことができない場合、その程度に応じて、後遺障害等級が認定されます。

まぶたの欠損は、外貌の醜状障害としても評価され、いずれか上位の後遺障害等級が認定されることになります。また、まつげのはげは、まぶたの周縁の2分の1以上にはげを残すものに限って後遺障害等級が認定されます。

等級	後遺障害
9 級 4 号	両眼の瞼に著しい欠損を残すもの
1 1 級 3 号	1 眼の瞼に著しい欠損を残すもの
1 3 級 4 号	両眼の瞼の一部に欠損を残し、または睫毛はげを残すもの
1 4 級 1 号	1 眼の瞼の一部に欠損を残しまたは睫毛のはげを残すもの

▲ 瞼に著しい欠損を残すものとは？

瞼を閉じたときに、角膜を完全に覆い得ない程度のものをいいます。

▲ 瞼の一部に欠損を残すものとは？

瞼を閉じたときに、角膜を完全に覆うことができますが、球結膜（しろめ）が露出している程度のものをいいます。

▲ 睫毛はげとは？

睫毛のはえている周縁の2分の1以上にわたって睫毛のはげを残すものをいいます。

● まぶたの運動障害 まぶたを十分に動かすことができない

交通事故で、顔面や頭の横を強く打ち、視神経や外眼筋を損傷したときに発症します。傷病名としては、眼瞼外傷、動眼神経麻痺、外転神経麻痺、horner 症候群などです。

まぶたを普通に開いた時に瞳孔領を完全に覆ってしまったり、まぶたを普通に閉じた時に角膜を完全に覆えない場合に、以下の後遺障害等級が認定されます。

等級	後遺障害
1 1 級 2 号	両眼の瞼に著しい運動障害を残すもの
1 1 級 3 号	1 眼の瞼に著しい運動障害を残すもの

▲ 瞼に著しい運動障害を残すものとは？

まぶたを開いた際に、瞳孔領を完全に覆うもの又はまぶたを閉じたときに角膜を完全に覆い得ないものをいいます。

各部位の詳しい説明は、交通事故サイトへ！
交通事故専門サイト ▶ <http://jiko.nagasesogo.com>

